

平成25年2月26日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

議会規則

○秋田県議会会議規則の一部を改正する規則（1・議事課） 1

議会訓令

○秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令（1・議会事務局総務課） 2

○秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令（2・政務調査課） 2

議会告示

○秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程（1・政務調査課） 2

議会規則

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十五年一月二十六日

秋田県議会議長 大里祐一

秋田県議会規則第一号

秋田県議会会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会会議規則（昭和三十二年秋田県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

「第二節

目次中「第一節 通則（第十四条—第十六条）」を「第一節 通則（第十二条の二—第十六条）
第十二条の二（議長への通知）」に、

第二節 第二二
第三二 第二二
第三三 第二二
第三四 第二二

公聴会（第十七条—第二十一条）

十七条（公聴会開催の手続）

十八条（意見を述べようとする者の申出）

十九条（参加者の決定）

を「第二節 削除

第二十七条—第二十二条（削除）」に改める。

十条（参加者の発言）

十一条（委員と参加者の質疑）

十二条（代理人又は文書による意見の陳述）

の二 参考人（第二十二条の二）

十二条の二（参考人）

」

第十条中「第百十五条の二」を「第百十五条の二」に改める。

第十二条第二項ただし書中「議長が必要あると認めるときは、議会運営委員会に諮り委員会に」を「議会の議決で」に改める。

第六章第一節中第十四条の前に次の二条を加える。

（議長への通知）

第十三条の二 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

第二十二条の二第二項中「第百九条の二第四項」を「第百九条第二項」に改める。

第六章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第二十七条から第三十二条まで 削除

第六章第二節の二を削る。

第五十七条第七項中「第一百二十二条」を「第一百二十二条第一項本文」に改める。

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

謹 命 聖 令

秋田県議会訓令第一号

事務局一般

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年一月二十六日

秋田県議會議長 大里祐一

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程（昭和三十年十月一日制定）の一部を次のように改正する。

第四条政務調査課の項第九号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年三月一日から施行する。

秋田県議会訓令第二号

事務局一般

秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年一月二十六日

秋田県議會議長 大里祐一

秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令

秋田県議会図書室規程（平成二十四年秋田県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一百条第十八項」を「第一百条第十九項」に改める。

第十一条及び第十二条中「管理及び運営」を「運営及び管理」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年三月一日から施行する。

謹 命 聖 令

秋田県議会告示第一号

秋田県議會議長 大里祐一

秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成二十五年一月二十六日

秋田県議會議長 大里祐一

秋田県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

秋田県政務調査費の交付に関する規程（平成十二年秋田県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県政務活動費の交付に関する規程

第一条中「秋田県政務調査費の交付に関する条例」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第二条第一項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第一項中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第三項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改める。

第三条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条の見出しを「（政務活動費請求書）」に改め、同条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費に」を「政務活動費に」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、同条を第七条とする。

第九条を第八条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

様式第一号中「秋田県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

様式第一号中「秋田県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例第6

条第2項」に、「政務調査費経理責任者」や「政務活動費経理責任者」に改める。

様式第11号中「秋田県政務調査費の交付に関する条例第5条第3項」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例第6条第3項」に改める。

様式第四号中「秋田県政務調査費の交付に関する条例第6条第1項」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例第7条第1項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「政務調査費請求書」や「政務活動費請求書」に、「秋田県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改める。

様式第七号中「第6条関係」や「第5条関係」に、「使途項目」や「支出項目」に改める。

様式第八号中「第7条関係」や「第6条関係」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「秋田県政務調査費の交付に関する条例」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

附 則

1 この規程は、平成11十五年11月1日から施行する。

2 この規程による改正後の秋田県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付の決定が行われる政務活動費について適用し、同日前に交付の決定が行われる政務調査費については、なお従前の例による。